

県南広域振興局長告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、須川土地改良区（一関市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

令和7年4月25日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

理事

菅 原 吉 昭 一関市滝沢字藤128番地2